

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和38年5月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年5月

自治会で話があり、自分の意思で国民年金に任意加入した。

当時の記憶はあまり無く、国民年金手帳も残っていないが、自治会か市の集金人による集金で納付したのは確かである。

また、昭和38年5月6日から厚生年金保険に加入しているが、同年5月の国民年金保険料の還付を受けていないので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月に払い出されており、申立期間は、任意加入期間であることから、本来、加入しない限り国民年金保険料の納付義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら保険料納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ社宅で隣に居住していた者から、申立人が所属する社宅の班員全員で国民年金に加入しており、しかも、申立人が会社勤めをする以前から市の集金人が申立人の自宅へ集金に来ていたとする証言がある上、この証言者の申立期間に係る国民年金保険料は、すべて納付済みとなっている。

加えて、社会保険庁の国民年金被保険者台帳において、資格得喪日、還

付記録に相違が見られ、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その上、申立人は、昭和 38 年 5 月 6 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、社会保険庁のマイクロ記録によれば、同年 6 月に国民年金の資格を喪失し、同年 6 月から 40 年 3 月までの保険料が還付されていることが確認できるものの、38 年 5 月分の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険庁において、同月分の還付記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、申立期間②の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

年金記録の統合手続に社会保険事務所に行った際、国民年金に未納期間があると言われた。A市で任意加入してから年度替わりの時期まで未納になっているが、未納にするなら任意加入はしていない。今まで一度も未納と言われたことも無く、事務処理の誤りと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入した昭和51年11月以降、国民年金の加入期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、複数回にわたる国民年金の種別変更手続も適正に行っており、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A市で転入手続（昭和51年11月）を行った際に国民年金の任意加入手続も行ったとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿により任意加入していることが確認でき、加入手続まで行って加入当初の5か月分の保険料を納付していないのは不自然である。

さらに、昭和53年2月に再度転入したB市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和52年度の保険料納付記録は、4月から6月までの期間及び1月から3月までの期間の保険料を53年10月17日に過年度納付した事跡のある記録となっているが、52年度当時申立人が居住していたA市における現年度保険料は3か月ごとに納付することになっており、過年度納付した52年4月から同年6月までの保険料を未納のまま同年7月から同年12月までの保険料を現年度納付したとの記録は不自然である。

加えて、仮に申立期間が未納であった場合、上記の過年度納付記録のある昭和 53 年 10 月時点では、申立期間の保険料も時効到達前で過年度納付が可能であるため、申立期間も含めた過年度納付書が送付されることになっており、過年度納付は、通常、未納付月のうち前の期間である申立期間分から支払われるにもかかわらず、申立期間後の 52 年 4 月から同年 6 月までの分が支払われたとの記録は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から46年10月までの国民年金保険料(定額保険料)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から46年10月まで

私は、祖母の知り合いであった国民年金の集金人の勧めにより、昭和44年5月ごろにA市で国民年金に加入し、保険料(1か月300円ぐらい)と付加保険料(金額は忘れた。)を納付しており、国民年金手帳に印紙のようなものを貼っていたように記憶している。

B町(現在は、C市)に引っ越す際(昭和46年11月)に、その集金人に「できることなら掛け続けた方がいい。」と言われ、落ち着いたところに任意加入し、国民年金手帳は実家に残したままであったが、年金を受給する時に合算してもらえろという説明を受け、新たに手帳を交付してもらった。B町でも付加保険料を含め納付していたのに、昭和44年5月から46年10月までの記録が無いのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年11月にA市からB町に転入した後、48年6月にB町で国民年金に加入し、婚姻(昭和42年5月)後の姓の国民年金手帳記号番号が払い出されており、転入後の落ち着いたところに任意加入し、新たに国民年金手帳の交付を受けたとする申立人の記憶と一致する。また、この記号番号に係る社会保険庁の記録では、48年6月以降、厚生年金保険の被保険者期間でない期間(昭和48年6月から52年7月までの期間、54年6月から59年7月までの期間、62年12月から平成元年2月までの期間及び14年1月から15年7月までの期間)については国民年金保険料がすべて納付されている。

一方、A市では、婚姻後の姓の記号番号は払い出されておらず、昭和38

年9月ごろに申立人の父親と2番違いで旧姓の記号番号が払い出され、この旧姓の国民年金被保険者名簿では、46年11月にB町へ転居した記載があるにもかかわらず、38年8月から55年3月まで法定免除となっており、国民年金保険料の納付記録等についてB町とA市の記録が整合していない。かつ、法定免除について、社会保険庁の記録では昭和38年8月から58年3月まで申請免除となっており、A市の記録と異なっているなど、申立期間における行政側の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立人は長男が歩き出した昭和44年5月ごろに国民年金の加入手続をしたと具体的に記憶しており、長男の生年月日からみて供述の内容に不自然さは無い。

加えて、申立人は申立期間当時の保険料等について「内訳は覚えていないが、月300円ぐら^はいだったと思う、集金人にお金を渡して、国民年金手帳に印紙のようなものを貼ってもらった記憶がある。」と供述しているところ、付加保険料が導入された昭和45年10月以前については、記憶している保険料とおおむね一致している上、A市では、当時の収納方法は不明としているが、市町村の収納方法が印紙検認方式から納付書納付方式に変更となったのは、一般的には46年10月以降であることから、申立人の供述どおり当時印紙検認方式であった可能性があるとみられる。

一方、付加保険料については、同制度が導入されたのが昭和45年10月であり、定額保険料に付加保険料の350円を合算すると、申立人が納付したとする保険料額と相違するため、納付したとは認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（定額保険料）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年2月まで

申立期間の昭和46年4月から49年2月までの国民年金保険料は、48年に結婚して翌年長女が生まれる前に約3年分の保険料納付の請求が来たので、そのころ、大金で大変であったが、妻が、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を一括して納付したことを覚えている。

国民年金に未加入とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有している昭和49年3月25日発行の国民年金手帳では、資格取得日は同年3月1日となっている上、当該手帳には昭和48年度分からの国民年金印紙検認記録欄があるが、申立期間の一部である48年4月から49年2月までの欄に斜線が記載されていることから、当該期間の保険料納付の事実は認められず、申立期間に国民年金に加入していたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続は他界した父親が行ったとしており、直接関与していないため、当時の国民年金の加入手続、年金手帳の交付等の状況は不明である。さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料はその妻が一括して納付したと主張しているが、申立人及びその妻共保険料の納付時期、保険料額は覚えておらず、保険料の納付場所、納付方法についても記憶があいまいである。

加えて、申立人が所有している国民年金手帳の国民年金記号番号以外のものが払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から49年3月まで

A市B町に住んでいる時、市から担当の人が来て国民年金保険料が未納になっているので納付するよう言われた。当時は自営業を始めて収入が思うように無かった時期で、分割ということで納付を終えている。回数や金額はよく覚えていない。納付場所は農協かどこか分からないが納付した。納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について納付回数や金額はよく覚えておらず分割して納付したとしているが、申立人の国民年金被保険者台帳では、昭和49年4月から51年3月までの保険料を4回に分けて過年度納付したとされ、納付日のいずれもが特例納付期間ではないことから、時効でなかった期間について、さかのぼって納付したと考えるのが自然であり、記憶の混同が考えられる。

また、申立期間については、国民年金保険料の納付場所及び金額等についての申立人の記憶はあいまいである。

さらに、申立人は納付書で納付したと述べているが、申立人の記憶する納付書の形態は当時のものとは相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から43年9月まで

私の国民年金保険料は、20歳から結婚するまでの間、親が納付してくれていたと思う。その両親は既に他界しているので確認できないが、資格喪失日が私の結婚の日となっているので、そのことを知っている親が納付してくれていたと確信しているため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和47年2月ごろに、婚姻後の姓で払い出されていることから、申立期間は特例納付によるほかは、時効により保険料を納付できない期間であり、遡及納付した形跡も^{そきゅう}うかがわれない。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時、加入手続及び保険料納付をしてきていたと申立人が主張する申立人の両親も既に亡くなっていることから、加入手続や納付状況等については確認できない。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

ねんきん特別便が届いたが、国民年金の加入期間と国民年金保険料納付済期間の月数が違っていた。夫婦で常に一緒に仕事をし、国民年金保険料も同じように納付してきた。国民年金に加入したら保険料を払わなければならないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時に、申立人の夫と連番で払い出されており、また、申立期間当時近所に居住し一緒に仕事をしていたとする申立人の夫の兄も、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているが、3人はそろって申立期間の国民年金保険料が未納であり、昭和37年4月から納付済みとなっている。

さらに、申立人は申立期間当時の記憶があいまいであり、詳細な供述が得られないため、当時の国民年金の加入手続や納付方法など具体的な状況が不明である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から 41 年 12 月 31 日まで
私は、申立期間においてA社に経理事務員として勤務していた。
しかし、私の当該事業所に係る厚生年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務したと申し立てている事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、商業登記簿等によってもその存在を確認することができなかったが、類似名称のB社について、申立期間を含む昭和 25 年 2 月 1 日から 51 年 1 月 22 日まで厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できる。

しかしながら、申立人は当時の同僚等の名前を記憶しておらず、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していた複数の者も、申立人についての記憶が無い。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は無い上、同社は既に解散し、申立期間当時の事業主も既に死亡していることなどから、申立人が同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、C市場において働いていたことは記憶しているが、勤務先事業所の名称についてはよく覚えていないとしており、このほか申立人が申立期間において厚生年金保険適用事業所に勤務していたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録をみると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、このうち昭和 40 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から26年5月1日まで
② 昭和27年5月8日から28年3月31日まで

私は高校の全日制に1、2か月ほど在籍した後に定時制に移り、すぐにA社に入社し、同校を卒業後少しの間まで勤務していたが、社会保険庁の記録では昭和26年5月1日から27年5月8日までの加入記録しかなく納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、高校の全日制に1、2か月ほど在籍した後に定時制に移ってからすぐに申立事業所に入社したと申し立てているところ、申立人が同校に在学していた期間は申立人の供述等から昭和23年4月から27年3月までと推測できるが、このうち24年5月1日から同年8月15日までの期間について申立人に申立事業所とは別の事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立内容と符合しない。

また、申立人が同僚として名前を挙げている者のうち、昭和25年10月及び26年3月に申立事業所に入社している二人は、申立人は自分より後に入社したと思うと供述している。

さらに、申立人が高校を卒業してから申立事業所を退職するまでの期間について、申立人の供述内容には変遷がみられ、その記憶はあいまいである。

加えて、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無い上、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月25日から36年1月1日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、この期間について脱退手当金を受給した記録となっている。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無い。もし申立期間に係る脱退手当金が支給されているのであれば、その前に勤務したB社に係る分も含めて支給されているはずであるが、同社の厚生年金保険加入記録はある。申立期間に係る脱退手当金を受給した記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間については、現時点では脱退手当金の支給記録は無いが、当該期間の被保険者台帳には申立人に対し、脱退手当金を昭和30年7月1日に支給している記録があり、オンライン記録上、平成3年5月18日に被保険者台帳記号番号の重複取消処理が行われた記録があることを踏まえると、当該重複取消処理により申立期間より前の被保険者期間については受給資格を失うことになるため、支給決定の記録が取り消されたものと考えるのが自然であり、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金の請求手続がとられたのであれば、申立期間について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和36年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 21 日から 39 年 4 月 19 日まで
② 昭和 39 年 4 月 20 日から 40 年 7 月 18 日まで
③ 昭和 40 年 12 月 1 日から 42 年 1 月 20 日まで
④ 昭和 42 年 1 月 20 日から 43 年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 12 月 5 日まで

私は、年金受給時に、申立期間については脱退手当金を受給しているので厚生年金保険の記録は無いと言われた。私は脱退手当金制度についてはその時に初めて知り、申立期間に係る脱退手当金を受け取った覚えは無い。申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人に係る被保険者名簿には脱退手当金を支給したことを示す「脱退」の表示が記載されているとともに、脱退手当金は支給前に申立人が勤務した5事業所での厚生年金保険被保険者記録のあった全期間について支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である5回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間（昭和48年3月1日から49年3月31日まで）は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和 32 年から 35 年ごろまで

勤務した会社名（A商店かB商店のどちらかだと思う。）等をはっきり覚えてないが、昭和 32 年から 35 年ごろ、社会保険を使って病院に度々通っていた。社会保険は厚生年金保険とセットになっているので、以前から社会保険事務所に申し立てており、出向いて調べたがやはり加入記録は無いとのことであきらめていた。

しかし、A商店（B商店）は、従業員が 25 人くらい居たので、もう一度詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市商工会議所の商工名鑑（昭和 33 年発行）によると、申立人が勤務していたとする事業所と類似した名称の事業所が確認できるものの、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、かつ、代表者は所在が不明であり、厚生年金保険の加入記録も確認できない。

また、商業登記を確認したがC市D町には同一名称の事業所は見当たらない上、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、申立人が記憶している事業所と同一名称の適用事業所は無い。

さらに、申立人は同僚等の記憶が無く、当時受診した病院の名前については特定できないため、健康保険証の内容等を確認することができない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 21 日から 38 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 11 月 21 日から 41 年 5 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認した際に、A社（申立期間②）の勤務期間について厚生年金保険に加入していたことを初めて知ったが、脱退手当金を受け取っていることになっていた。

私は、B社（申立期間①）の期間も含め、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和41年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。